

つくばみらい市と一般社団法人つくばユナイテッドサンガイアとの
フレンドリータウンに関する協定書

つくばみらい市（以下「甲」という。）と一般社団法人つくばユナイテッドサンガイア（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、双方の活動を通して地域スポーツの振興に取り組むため、次のとおりフレンドリータウンに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協働してスポーツ活動を推進し、スポーツによる地域振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し協力する。

- （1）教育・文化及びスポーツ振興に関すること
- （2）青少年の健全育成、健康増進に関すること
- （3）観光振興に関すること
- （4）市民交流に関すること
- （5）まちづくりの推進に関すること
- （6）その他本協定の目的に関すること
- （7）前各号に掲げる事業の広報に関すること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から、次条に定める協定解除の申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除の希望を申し出る場合は、1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、一切の損害の賠償を求めることはできない。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更することができるものとする。

（他団体との連携協力）

第6条 本協定の締結は、甲又は乙が他の団体と連携し協力することを妨げるものではない。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、連携事項の実施にあたって知り得た情報を相手方の承認を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならない。

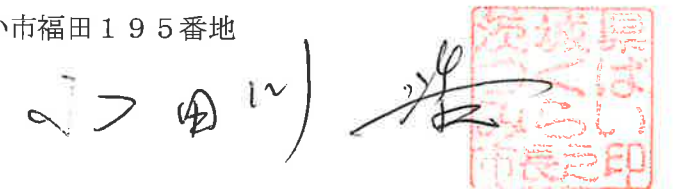
（協議）

第8条 本協定について疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月2日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地
つくばみらい市長



乙 茨城県つくば市竹園一丁目9番地2デイズタウン3階
一般社団法人つくばユナイテッドサンガイア
理事長

